

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和5年8月29日(火)			
会議時間	開会	午前9時58分	閉会	午前10時43分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 淵 優	
	委員 岡田 もとみ	委員 千田 恭平		
	委員 千葉 大作	委員 小野寺 道雄		
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 武田 ユキ子			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長補佐兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員	千葉総務部長、菅原総務課長			
本日の会議に付した事件	(1) 第105回9月通常会議の運営について (2) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会記録

令和5年8月29日

(開会 午前9時58分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。
全員の出席ですので、これより本日の議会運営委員会を開会します。
本日の会議には、当局より、総務部長の出席を求めました。
録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。
本日の案件は御案内のとおりです。
第105回9月通常会議、1の付議事件等について、事務局長から説明させます。
三浦事務局長。

事務局長 : それでは、1の付議事件等について説明いたします。
(1)市長提案は32件です。
内訳を申し上げます。
報告6件は、継続費の精算が2件、補正予算の専決処分が1件、条例の専決処分が1件、債権の放棄が2件であります。
認定12件は、令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算議案です。
条例3件は、制定が1件、一部改正が2件です。
予算3件は、補正予算であります。
その他の8件は、請負契約の締結が3件、財産の無償貸付が1件、財産の取得が1件、未処分利益剰余金の処分が3件でございます。
次に、資料の1ページから2ページに議案件名表を添付しております。
詳細につきましては、この後、総務部長から説明がございます。
なお、請願、陳情ではありますが、昨日正午までに受理した案件はございませんでした。
付議事件につきましては、以上でございます。

委員長 : 次に、市長提出議案について、総務部長から説明願います。
千葉総務部長。

総務部長 : 令和5年市議会定例会第105回9月通常会議の提出議案件名表を御覧願います。
第105回9月通常会議の提出議案については、ただいま議会事務局長から説明がございましたとおり、市長提案32件でございます。
議案の概要を説明いたします。
まず、報告第16号、令和4年度一関市一般会計予算継続費の精算の報告については、令和3年度、令和4年度の2か年継続事業として実施した、花泉児童クラブ整備事業及び花泉地域統合小学校整備事業並びに令和2年度、令和3年度、令和4年度の3か年継続事業として実施した、室根児童クラブ整備事業及び室根地域統合小学校整備事業の継

続費について精算報告をするものであります。

次の、報告第17号、令和4年度一関市工業団地整備事業特別会計予算継続費の精算の報告については、令和3年度、令和4年度の2か年継続事業として実施した、産業用地整備事業の継続費について精算報告をするものであります。

報告第18号、令和5年度一関市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告については、6月15日から16日にかけての豪雨により被災した農林施設及び農地の災害復旧に係る経費について、令和5年度一関市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので報告するものでありますが、主な事業内容について、補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の概要の2ページを御覧願います。

令和5年6月15日から16日にかけての豪雨により被災した農林施設及び農地の災害復旧を行うものでございまして、11款1項1目農林施設災害復旧費の令和5年農林施設災害復旧費については、水路、農道、ため池、合わせて73か所の復旧に係る工事費及び水路4か所の復旧に係る実施設計業務委託料であります。

次の2目農地災害復旧費の令和5年農地災害復旧費については、田3か所の復旧に係る実施設計業務委託料であります。

それでは、議案件名表にお戻り願います。

報告第19号、一関市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、建築基準法が改正されたことに伴い、条例中の引用条項を改めるため、一関市手数料条例の一部を改正する条例を、市長専決条例の規定により専決処分したので報告するものであります。

報告第20号、一関市一般会計に係る債権の放棄の報告について及び報告第21号、一関市水道事業会計に係る債権の放棄の報告については、一関市債権管理条例の規定に基づき令和4年度に行った一般会計及び水道事業会計に係る債権の放棄について報告するものであります。

認定第1号から認定第12号につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、都市施設等管理特別会計、工業団地整備事業特別会計、市営バス事業特別会計、浄化槽事業特別会計、物品調達特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、これら以上12件の会計決算について、議会の認定に付すものでございます。

議案第52号、一関市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の制定については、令和6年3月末日をもって、摺沢幼稚園及び摺沢保育園を廃止し、令和6年4月1日に摺沢こども園を新たに設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第53号、一関市地域資源活用総合交流促進施設条例の制定については、農林産物等の加工、地域製品の販売及び情報発信の拠点施設として、農林業の振興及び地域における交流を促進し、地域の活性化に資するため、地域資源活用総合交流促進施設を設置しようとするものであります。

大東の道の駅ということでございます。

議案第54号、一関市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務省令の改正に伴い、蓄電池設備の基準を改めるなど、火災予防上必要な措置の見直しを行う

ため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第55号、令和5年度一関市一般会計補正予算（第5号）については、中里市民センター整備事業費及び中小企業者等事業継続緊急支援交付金の追加、令和4年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

議案第56号、令和5年度一関市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定における令和4年度決算剰余金の国民健康保険事業財政調整基金への積立て及び直営診療施設勘定への繰出金の増額について、所要の補正をしようとするものであります。

議案第57号、令和5年度一関市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、令和4年度の決算剰余金により、岩手県後期高齢者医療広域連合納付金を精算するため、所要の補正をしようとするものであります。

議案第58号、（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設（建築）工事の請負契約の締結については、（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設（建築）工事について、令和5年8月4日、入札に付したところ、株式会社三ツ矢建設工業が落札したので、同社と4億5,100万円で請負契約を締結しようとするものであります。

議案第59号、（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設（電気設備）工事の請負契約の締結については、令和5年8月4日に入札に付したところ、株式会社電友社一関営業所が落札したので、同社と1億6,170万円で請負契約を締結しようとするものであります。

議案第60号、（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設（機械設備）工事の請負契約の締結については、令和5年8月4日に入札に付したところ、株式会社永沢水道工業が落札したので、同社と1億6,487万9,000円で請負契約を締結しようとするものであります。

議案第61号、財産の無償貸付については、旧花泉小学校の土地及び建物を不登校児童生徒に対する学校以外の場における教育の機会の確保に資するため、一般社団法人虹パークに無償貸付しようとするものであります。

議案第62号、財産の取得については、電子黒板機能付き大型提示装置について、指名競争入札を行う予定でありましたが、参加者が1者であったため随意契約とし、太平工業株式会社一関営業所から見積書を徴し、予定価格の範囲内である1億1,798万2,700円で取得しようとするものであります。

議案第63号、令和4年度一関市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度一関市水道事業会計未処分利益剰余金14億4,116万2,771円のうち、5億6,706万5,414円を減債積立金に積立てし、建設改良の財源として令和4年度に取り崩した建設改良積立金及び減債積立金8億7,409万7,357円を資本金へ組入れしようとするものであります。

議案第64号、令和4年度一関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度一関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金1,324万1,237円を、建設改良積立金に積立てしようとするものであります。

議案第65号、令和4年度一関市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度一関市下水道事業会計未処分利益剰余金5億5,389万4,809円のうち、1億

6,049万5,000円を減債積立基金に積立てし、資本的収支の不足額に対する補填財源として、令和4年度に取り崩した減債積立金2億814万824円を自己資本金へ組入れしようとするものであります。

議案の説明については以上でございますが、次に、追加で説明させていただきます。

最終日に人事議案の追加提案を予定しておりますが、人事議案の提案理由の説明の見直しについて説明をさせていただきます。

まず、見直しの理由といたしましては、個人情報保護に関する法律、以下、法と申し上げますが、これが改正され、令和5年4月1日から地方公共団体においても法が適用されることとなっております。

人事議案の議会への提出は、法令の規定によるものであり、氏名、生年月日、住所などの個人情報が記載された議案を提出することは、この法第69条の提供の制限に該当するものではありませんが、提案理由の説明において、人事議案の対象となる個人の生年月日や職歴等を述べることにより、個人情報が議事録に記録され、公開されることから、提案理由の説明の見直しをするものであります。

具体的には、お手元に資料を見られるようにさせていただいておりますが、これまで人事議案の提案理由の説明、議場で発言される内容、これにつきましては、その者の氏名、生年、年齢、現在または過去の職歴等の情報を公開、発言してまいりましたが、このうち、生年、年齢については、人事議案への審議の状況を議事録で確認する場合も含まれますが、審議に関し必要不可欠なものではないこと。

それから、議案の参考資料において確認できる事項であること。

それから、議事録において公開するに当たり、個人の特定につながる材料となり得るものであることから、提案理由の説明をこれらを除いたものに変更するものであります。

お手元の資料ですと、これまでというのが上に記載されております。

生年ですとか、年齢が記載してあります。

それから、職歴でございますが、見直し後につきましては、参考資料で経歴等をお示しいたしますので、このような提案理由とさせていただきたいという内容でございます。説明は以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長：質疑を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：議案第62号ですけれども、小中学校35校は全校が対象になるということによろしいですか。

委員長：千葉総務部長。

総務部長：整備数量は、小学校の131台と中学校75台でして、これについては、通常学級数から、既に整備台数があるものを控除しておりますが、たしか全ての学校には1台以上は入るというようなものだったと記憶しております。

委員長：そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

次に、2の審議要領について、事務局から説明願います。

三浦事務局長。

事務局長：それでは、2の審議要領の案について、御説明いたします。

まずは、会議期間全体の流れになります。

2ページを御覧いただきたいと思います。

(1)今通常会議の会議期間は、9月5日、火曜日から9月28日、木曜日までの24日間となります。

別冊資料の3ページ、令和5年一関市議会定例会第105回9月通常会議日程表（案）も併せて御覧願います。

初日の9月5日、火曜日は、本会議、決算審査特別委員会設置を予定しております。

9月7日、木曜日、8日、金曜日、翌週の11日、月曜日の3日間が一般質問となります。

12日、火曜日は、総括質疑通告の締切日となっており、締切時間は正午となります。

15日、金曜日と、次のページになりますが、19日、火曜日が特別委員会の総括質疑となります。

20日、水曜日、21日、木曜日が、常任委員会単位の分科会となります。

なお、3分科会記録につきましては、25日、月曜日にタブレットに掲載する予定にしております。

26日、火曜日に、決算審査特別委員会を開会し、分科委員長報告を行います。

また、同日26日が、議案に対する質疑通告、討論通告並びに発議案の提出締切りとなり、締切時間は正午となります。

27日、水曜日は、議会運営委員会を予定しており、追加議案及び最終日、本会議の審議要領等について御協議いただきます。

28日、木曜日が最終日となり、本会議となります。

以上が、第105回9月通常会議の日程（案）となります。

次に、(2)一般質問ですが、質問通告者は14名であります。

質問通告書はタブレットに掲載してございます。

資料の8ページから12ページに、各会派から報告がありました質問者数報告書の写しを添付してございます。

資料の5ページ、第105回9月通常会議一般質問進行予定表を御覧願います。

1日目の9月7日は、5名を予定いたしまして、終了時刻を午後3時30分と見込みました。

2日目の8日は、6名を予定いたしまして、終了時刻を午後3時55分と見込みました。

3日目の11日は、3名を予定いたしまして、終了時刻を午後0時22分と見込んでおります。

お戻りいただきまして、(3)先議案でございますが、先議案はございません。

議案第52号から第62号の11件については、初日の本会議で上程し、提案理由及び補足説明を求めた後、委員会付託を省略し、最終日の9月28日に再上程し、審議を行います。

次に、(4)決算認定議案であります、

認定第1号から第12号までの12件と、企業会計未処分利益剰余金処分の議案の議案第63号から第65号の3件、合わせて15件につきましては、初日に一括上程し、提案理由及び内容説明後、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することとなります。

次に、決算審査特別委員会の設置であります。ア、9月5日、火曜日の本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、9月26日までに審査を終えるものいたします。

イ、総括質疑は、9月15日、金曜日、19日、火曜日の2日間となります。

質疑時間は、質疑、答弁を含め35分以内となります。

ウ、総括質疑の通告締切りは、9月12日、火曜日の正午となります。

総括質疑においては、委員が属する分科会の決算については質疑できませんので、念のため申し添えます。

エ、総括質疑終了後、常任委員会単位の分科会を設置し、所管に係る審査を行います。分科会での採決は行いません。

オ、最終日の9月28日、木曜日の本会議における特別委員長報告に対する質疑は省略するものいたします。

次に、(5)最終日に上程される11件の議案に対する質疑及び討論通告並びに決算等に対する討論通告、発議案提出の締切りは、9月26日、火曜日の正午となりますので、質疑、討論通告、発議案の提出を予定されます議員におかれましては、それまでに提出をお願いいたします。

提出いただいた議案に対する質疑通告書はサイドブックに掲載し、議員の皆様にお知らせいたします。

次に、(6)発議案に対する討論についても、事前に通告していただくこととしております。

発議案は、9月27日、水曜日の議会運営委員会でお示しすることになることから、討論をされる場合は27日の午後4時までに通告をお願いいたします。

(7)請願につきましては、本日から9月26日、火曜日、正午までに提出があったものにつきましては、最終日に所管の常任委員会に付託となります。

以上が、9月通常会議全体の大まかな流れとなります。

次に、資料の6ページ、第105回9月通常会議議事日程第1号(案)を御覧願います。

9月5日、火曜日、初日の日程案となります。

開会に引き続き、諸般の報告を行います。

議事に入りまして、日程第1の会議録署名議員の指名であります。9月通常会議はその数を4名とし、1番、小岩寿一議員、14番、猪股晃議員、22番、武田ユキ子議員、24番、小野寺道雄議員となります。

日程第2の会議期間の決定であります。9月5日から9月28日までの24日間としてお諮りいたします。

日程第3、報告第16号及び日程第4、報告第17号の2件を一括議題とし、報告を求めます。

日程第5、報告第18号及び日程第6、報告第19号は、個別の議題とし、報告を求めます。

次に、日程第7、報告第20号及び日程第8、報告第21号の2件を一括議題とし、報告を求めます。

報告については、質疑を行い、採決は行いません。

次に、日程第9、認定第1号から日程第23、認定第12号までの15件を一括議題とし、提案理由及び概要説明の後、議長発議により、議長と議会選出監査委員を除く23名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することとなります。

次に、日程第24、議案第52号から日程第34、議案第62号までの11件は、初日に上程し、提案理由の説明及び補足説明を行い、委員会付託を省略し、最終日に再上程するものであります。

まず、日程第24、議案第52号から日程第26、議案第54号までの3件を一括議題といたします。

次に、日程第27、議案第55号から日程第29、議案第57号までの3件を一括議題とします。

次に、日程第30、議案第58号から日程第34、議案第62号までの5件を一括議題といたします。

以上が、議事日程第1号（案）であります。

決算審査特別委員会分科会におきまして、3月の予算審査特別委員会分科会と同様に、委員会室に入る職員の数減らすため、今回も委員会室にカメラを設置し、各部長室のモニターで分科会の様子を把握できるようにする予定となっております。

必要の都度、連絡員として職員が出入りすることがありますので、よろしくお願いたします。

また、議案の相手方を記載した除斥対象確認表の資料を資料の13ページに添付しておりますので、議員各位におかれましては、あらかじめ御確認をお願いいたします。

なお、除斥の確認につきましては、本委員会終了後、事務局から議員各位にファクスで連絡をいたします。

除斥の対象となる方は、9月1日、金曜日、正午までに、議会事務局へ申出をお願いいたします。

除斥対象者があった場合、その議案につきましては個別議案となり、日程の変更が生じる場合がございますので、審議要領の変更につきましては議長に御一任いただきたいと思います。

最後に、8月1日の議会運営委員会で協議いたしましたとおり、総括質疑、議案に対する質疑についても、オンラインによるヒアリングも可能となっておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

審議要領につきましては、以上でございます。

委員長 : 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

審議要領については、ただいま説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、ただいまの説明のとおり運営することといたします。

千葉総務部長には、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。

(総務部長退席)

委員長 : 次に、3の常任委員会及び議会運営委員会委員の改選についてに入ります。

三浦事務局長。

事務局長 : それでは、常任委員会及び議会運営委員会委員の改選について、前回の議会運営委員会において、改選に向けたスケジュールについて説明させていただいたところでございます。

本日は、希望調書配付の日としておりましたので、委員等の皆様のお手元に、委員会等所属希望調書の用紙を配付させていただいております。

こちらの希望調書は、会派ごとに調整していただきまして、9月15日、金曜日の正午までに提出していただくようお願いいたします。

なお、会派に属さない議員につきましては、個別に提出をお願いいたします。

9月19日、火曜日には、取りまとめ結果を会派代表者等会議においてお示ししますので、調書の提出については期限厳守でよろしくをお願いいたします。

配付した希望調書を御覧ください。

まず、常任委員会についてでございますが、委員会条例第2条の規定により、議長を除く議員は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会のいずれかの常任委員となるとされてございますので、議長を除く議員全員が3つの常任委員会のいずれかの所属となるよう記載をお願いいたします。

また、広聴広報委員会の委員につきましては、定数が9人となっておりますので、令和3年10月の会派ごとの委員数に合わせた人数の記載をお願いいたします。

議会運営委員会につきましては、先例に倣い、会派の人数に応じた記載をお願いいたします。

説明については以上でございます。

委員長 : 質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、常任委員会等の希望調書については、よろしく取扱いお願いいたします。
次に、4のその他に入ります。
三浦事務局長。

事務局長 : それでは、その他でございますが、令和4年度の議会費の決算の概要につきまして御説明を申し上げたいと思います。

例年とは異なる事項、あるいは主な事項などを中心に御説明してまいりたいと思います。

令和4年度議会費決算の概要の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページを御覧ください。

1節報酬につきましては、年度途中で辞職された議員がいらっしゃいましたので、108万円の不用額が生じているものでございます。

次に、下段になりますが、8節旅費でございます。

477万円ほどの不用額が生じてございますけれども、こちらにつきましては、主に、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして常任委員会の行政視察を中止、または縮小したことによるものでございます。

なお、この状況につきましては、令和3年度の決算についても同様でございました。

次に、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

12節の委託料でございます。

4つ目の丸印のところですが、議員研修費の議員研修会講師委託料につきましては、昨年度、議会広報のリニューアルに向けて、全議員を対象に研修を実施した際、講師へお支払いしたものでございます。

それから、4ページをお開きください。

最後のページになります。

議会費の令和4年度の決算額は2億7,278万8,586円で、令和3年度より1,848万円ほどの減となりましたが、これは、令和3年度の改選に伴う被服費等の費用が減ったということが主な理由でございます。

予算全体の執行率につきましては、おおよそ92.8%であったという状況でございます。簡単ですが、説明は以上でございます。

委員長 : 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

次に、実は新型コロナウイルス感染症の感染状況が非常に多くなってきているということで、数値的なものは発表されているものはございますが、一関市としての感染拡大

予防対応については、明日の午後に決定されるという情報です。

明日の午後に市としてのその辺の対応策を出すということですので、議会についてもその市の対応策を踏まえて、今後検討していかなければいけないと思いますけれども、今日のところについては、あくまでもそれを確認の上で対応する必要があるのかどうか今後見ていきたいと思いますけれども、数字的にはかなり増えているという数字が出ておりますので、市のほうでの対応をまず確認したいと思いますが、この件について、皆様のほうから何か御意見ございますか。

千葉委員。

千葉委員：何か市として今までと違った形での対応をすとか、何かそういう動きをつかんでいるのか、その辺を教えてもらえばありがたい。

委員長：いずれ5類になったということで、対応については、今までの新型コロナウイルス感染症の対策と違ってくるとは思いますけれども、その辺も踏まえて、明日、対応策について出されるということのようですので、あまり大きな動きはないと思いますけれども、例えば、会議室でのマスクの着用を促すとか、そういうことになるのか分かりませんが、それを踏まえてからでもいいのかと思っています。

千葉委員。

千葉委員：聞くところによると、地ビール祭りに参加された方々が、かなり発生しているというような話も仄聞するわけです。

だから、それは市内の人かもしれないし、遠方から来られた方が、そういったビールを飲まれて、広がりが見えたのかなというような気がするわけですが、私どもの集落でも、結構新型コロナウイルス感染症の罹患者が増えているのです。

ですから、この件についても、しっかりと私どもも油断しないで対応しなければならぬのではないかとと思われるところもありますので、議会としてもその辺のところをしっかりと対応されるよう望みたいと思います。

以上です。

委員長：今は議会運営委員会の中でのお話ですが、新型コロナウイルス感染症の対応について、市のほうの対応が示された際には、議長の招集で会派代表者等会議などで検討していく格好になると思いますので、それについては議長より指示されるということ。

岡田委員。

岡田委員：先ほど委員長から新型コロナウイルス感染症の対応について、明日、市長が予防対応について発表するという事だったので、その発表というのは、どういう形での発表なのか、マスコミ向けなのか、庁内での発表なのか。

具体的な対応というのがどういう形なのかというのが分かれば教えていただきたいと思っております。

委員長 : あくまでも当局側からは、感染拡大予防対応について、8月30日、水曜日の午後に決定される予定だということで、その発表の中身までは示されていませんので、その対応策が午後に決まるというか、論ぜられるということのようですので、ちょっとここでは承知しておりません。

小野寺委員。

小野寺委員 : 市のほうで何らかの発表があるということは、恐らく市民向けのメッセージだと思いますので、議会の活動もそれに準ずるような形の取組が必要になってくるのではないかといいことでよろしいのではないかと思います。

委員長 : そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、この件についても終わります。
その他、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。

以上で、予定した案件の協議が終わりました。

本日の協議事項につきましては、各会派等へお持ち帰りの上、御報告をお願いいたします。

また、追加議案、最終日の本会議の運営についての委員会は、9月27日、水曜日、午前10時から開催する予定ですが、追加提出議案があった場合、議案説明のため総務部長の出席を求めることにいたしますので、御了承願います。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午前10時43分)